

■矢吹町地域おこし協力隊募集要項（事業承継部門）

1 募集の主旨

福島県矢吹町は、福島県の南に位置し、郡山市と白河市のほぼ中央に位置します。交通アクセスが非常によく、電車だと東京まで1時間45分程度、車だと東北自動車道で東京まで2時間30分程度と立地に恵まれています。また、旧農林省発行の「戦後開拓史」には、矢吹町が戦後の大規模な国営開拓事業が成功した開拓地として掲載されており、青森県十和田市、宮崎県川南町とともに、日本三大開拓地の1つとして、フロンティアスピリットが根付き、多様な人を受け入れる風土がある町です。

近年矢吹町では、店主の高齢化や人手不足、後継者不足等による商店の廃業が相次いでいます。これ以上惜しまれつつ廃業する商店が無いよう、また、惜しまれつつ廃業してしまった商店を復活できるよう、事業を承継する意欲溢れる人材を募集します。

【矢吹町ならではの制度】

①雇用形態を選べます

採用された年度は地方公務員としての身分を有し住民の方との信頼関係構築や事業計画の作成等、町職員からのサポートを受けることができる「任用隊員（会計年度任用職員）」として勤務いただきますが、2年目以降は自分の活動スタイルに合わせて、町と雇用契約を結ばず柔軟に活動ができる「委嘱隊員（個人事業主）」か、「任用隊員（会計年度任用職員）」を選択して勤務することができます。なお、年度途中での雇用形態の変更はできません。

② 矢吹町への移住に係る費用を支給します

矢吹町には、県外からの移住者に対し、生活環境の変化による経費を支援する「矢吹移住定住総合サポート支援金」制度があります。

地域おこし協力隊として矢吹町へ転入される場合、移住支援金10万円が支給されますので、引っ越し費用や生活必需品の購入費用として活用いただけます。

2 活動内容

①矢吹町の事業承継に関する業務

②後継者不在の事業者の掘り起こし

③後継者不在の事業者に対する第三者承継の啓発

上記の活動を行っていただきながら、自身が事業承継をしたい事業や、惜しまれつつ廃業してしまった町内商店の復活（創業）を目指す。

3 募集人数

若干名

4 応募資格

次の（１）～（９）のすべての条件を満たす方。

- （１）次に掲げる要件のいずれかを満たし、矢吹町地域おこし協力隊として委嘱後、生活の拠点を本町に移し、本町の住民基本台帳に記録されることができる方。
 - ①現在、3大都市圏内をはじめとする都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の各地域で、区域の全部又は一部が過疎、山村、離島、半島等の地域（条件不利地域）に該当しない市町村）に居住されている方。
 - ②当町以外において、地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ委嘱期間終了後から1年以内の方。
- （２）普通自動車運転免許証を取得している方。
- （３）パソコン操作（必要書類の作成、SNSによる情報発信等）のできる方。
- （４）心身ともに健康で地域住民と協力しながら活動ができる方。
- （５）協力隊活動終了後、矢吹町において継業もしくは創業して定住する意欲のある方。
- （６）地域の特性や風習等を尊重し、住民と協力しながら、地域を元気にするために意欲的に行動出来る方。
- （７）令和6年4月1日時点で、満20歳以上概ね50歳までの方。
- （８）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- （９）暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。

5 雇用形態・期間

（１）雇用形態

「矢吹町地域おこし協力隊設置要綱」に掲げる次の区分に応じ、町長が任用又は委嘱します。※採用された年は、任用隊員として活動。2年目以降、雇用形態の選択が可能。

- ①任用隊員 会計年度任用職員として任用される隊員
- ②委嘱隊員 地方公務員の身分を有せず、個人事業主として、活動に取り組む隊員

(2) 任用等期間

隊員の任用等の期間は、1年以内とし、年度の途中で任用等された方の期間は、任用等された日の属する年度の末日までとします。事業承継および、事業復活（創業）することが決まった場合は、最長3年まで延長します。ただし、協力隊員として相応しくないと判断した場合は、期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

(3) 副業

活動時間外の副業は可能です。ただし、副業をする際は所定の届出書を事前に提出してください。

6 活動時間

活動時間は、以下のとおりです。

①任用隊員

31時間/週（7時間45分×4日）

②委嘱隊員

原則として制限なし。ただし、隊員の健康に配慮するため、原則1週間当たり38時間45分の範囲内で活動を行うように留意してください。

7 給与・賃金

給与・賃金は、以下のとおりです。

①任用隊員

年額280万円を上限とし、毎月支給。賞与あり。

ただし、ひと月に満たない場合は日割り計算とし、小数点以下は四捨五入し支給します。また、健康保険料及び厚生年金保険料の個人負担分、所得税、雇用保険料が差し引かれます。

②委嘱隊員

年額2,800,000円（年額を12等分して毎月支払います）

8 待遇・福利厚生

待遇・福利厚生は、以下のとおりです。

①任用隊員

社会保険、雇用保険加入。また、住居手当を月最大3万円支給します。なお、活動に必要な経費は予算の範囲内で支給します。

②委嘱隊員

雇用保険には加入しません。また、社会保険等は各自で負担。なお、住居手当は月最大3万円、活動費は「矢吹町地域おこし協力隊助成金交付要綱」に基づき予算の範囲内で支給します。

9 選考

(1) 応募方法

応募される方は、矢吹町ホームページより必要書類をダウンロードのうえ、直接持参又は郵送にてお申し込みください。なお、直接持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。

(2) 書類選考

履歴書やエントリーシートによる選考を行います。

(3) 面接選考

書類選考合格者を対象に、面接を行います。詳細については、書類選考結果を通知する際にお知らせします。なお、面接選考に要する交通費等は自己負担とします。

※面接選考については、書類選考合格者と日程調整を図り実施する予定です。

(4) 採否

面接から10日程度を目安に、履歴書等に記載された現住所へ郵送により書面でお知らせします。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予め御了承ください。

※応募書類の返却はできませんので、御了承ください。

10 問い合わせ

矢吹町役場 商工観光課 地域活性係

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木101番地

Tel: 0248-42-2119 / Fax: 0248-42-2587

E-Mail: syoukou@town.yabuki.fukushima.jp